令和8年熊本地震に係る「くまもと事業者再出発支援補助金」

～被災した施設及び設備・車両の復旧を支援します～

- 被災したことの証明(**写真**・市町村が発行する**被災証明書**等)が必要です。
- 原則、**施設は登記**、**設備・車両は資産計上**されているものに限ります。

補助対象者

熊本県内に事業所を有する**中小企業者等**※

※中小企業支援法第2条に規定する事業者、商工会・商工会議所等の商工団体　など
※中堅企業（みなし中堅企業を含む）

【要件１】**ＢＣＰ(事業継続計画)を策定**すること
【要件２】**付保割合30%以上の「自然災害(風水害を含む)による損害保険等」に加入**※すること
※中堅企業は付保割合４０％以上、小規模事業者は加入推奨

→　いずれの要件も**実績報告書の審査時に確認**します。

補助対象経費

特例として、発災日(令和8年7月28日)以降であれば交付決定の前に復旧した経費も対象

被災した**事業用の施設及び設備・車両の復旧に要する費用**※

※ 被災した施設・設備・車両に係る**保険金や共済金等の受取がある場合、復旧に要する費用から保険金等を控除**した金額が、補助対象経費となります。

補 助 金 額

補助対象経費 × 補助率 ＝ 補助金額
（消費税・保険金等除く）　(千円未満切り捨て)

①中小企業 小規模事業者	②中堅企業※１ （みなし中堅企業含む）	①②のうち多重被災事業者※２に該当する事業者
補助率3/4 上限３億円	補助率1/2 上限３億円	上限15億円 （５億円まで10/10定額補助）

※１中堅企業とは、中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者です。
※２多重被災事業者については、別途定める要件に該当する事業者となります。

【特定被災事業者について】
①②のうち補助金申請額が上限３億円を超える事業者で、別途定める要件に該当する場合は、「特定被災事業者」として、補助金額の上限が１５億円となります。詳細については個別にご相談ください。

補助金の受付

第１次申請受付開始令和8年10月1日(木)～

申請書類は**郵送**又は**持参**にてご提出ください。

書類提出先
〒862-0954　熊本市中央区神水１丁目３－１ ヨネザワ熊本県庁前ビル４階
くまもと事業者再出発支援補助金受付センター

お問合せ先
TEL：096-284-7660
FAX：096-284-7685　E-mail：info@k-restart2026.com
受付時間：９時００分～１７時００分（土曜･日曜･祝日を除く）

受付センターに車でお越しの際は、熊本県庁の駐車場をご利用ください（徒歩で約５分）

補助対象経費の範囲

区分	対象となるもの	対象とならないもの
①施設	○事業用の施設(**店舗、事務所、工場、倉庫**等の建物)※1を復旧するための**修繕費**または**建替費(建築・購入)**※2 ※1 **原則、登記**されている施設に限ります。 ※2 **修繕が原則**ですが、「全壊」もしくは「大規模半壊」と判定された場合、または、見積書の比較により修繕費よりも建替費が安価であると認められる場合は、建替による復旧が可能です。	○住宅用建物※(アパート・マンション等の賃貸物件を含む) ※ 事業用部分と一体となっている場合（店舗兼住居等）は、面積按分により事業用部分のみ補助対象とします。 ○土地の測量や造成　など
②設備	○事業用の設備(**機械装置**等)※1を復旧するための**修理費**または**入替費(購入)**※2 ※1 **原則、資産計上**されている設備に限ります。 ※2 **修理が原則**ですが、修理不能と認められる場合、または、見積書の比較により修理費よりも入替費が安価であると認められる場合は、入替による復旧が可能です。	○賃貸目的の設備 ○汎用性があり、目的外使用になり得るもの(テーブル・イス等の備品、食器・調理器具、書類棚・食器棚・陳列棚等の什器) ○商品、在庫、仕掛品、原材料 ○消耗品（文房具、事務用品等） ○ソフトウェア等の無形資産　など
③車両	○被災前に所有していた事業用の**車両**※を復旧するための**修理費**または**入替費(購入)** ※ **原則、資産計上**されている車両に限ります。 【車両の取扱いについては、別紙参照】	○賃貸目的の車両(レンタカー等) ○事業用途以外の車両（社長車、従業員の通勤等に使用可能な車両） ○法定費用等（自動車取得税、重量税、登録費用　など）
①②共通	○施設、設備の**復旧(修繕・修理等)のために発生する経費**※(処分費、撤去費、据付費、運搬費、地盤改良に係る経費　等) ※ **単独で行われるものは対象外**	○被害を立証する書類が提出されないもの ○令和８年熊本地震に起因せず使用不能となったもの ○発災前から使用されていなかったもの(空き店舗等) ○租税公課、保険料、保守費用 ○地震に係る清掃・消毒費 ○官公庁への手続きに係る費用(各種申請・許認可等の手数料、申請代行に係る費用) ○自社で復旧する場合の人件費　など

✔ 従前よりも、**規模を拡張した施設への建替、高機能・高性能の設備への入替も可能**ですが、原状回復のために必要な経費(修理費または同等設備への入替費・同等建物への建替費)が補助対象経費の上限となります。

申請手続きについて

申請に必要な書類等は、
熊本県のホームページでご確認ください。

https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/

くまもと事業者再出発支援補助金　検索

【参考】補助金交付までの流れ

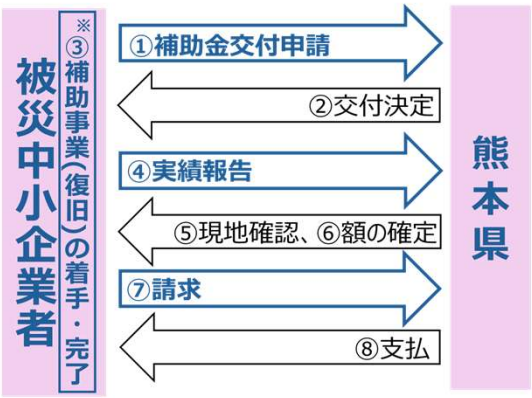

※特例として、発災日(令和8年7月28日)以降であれば交付決定の前に復旧した経費も対象